

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

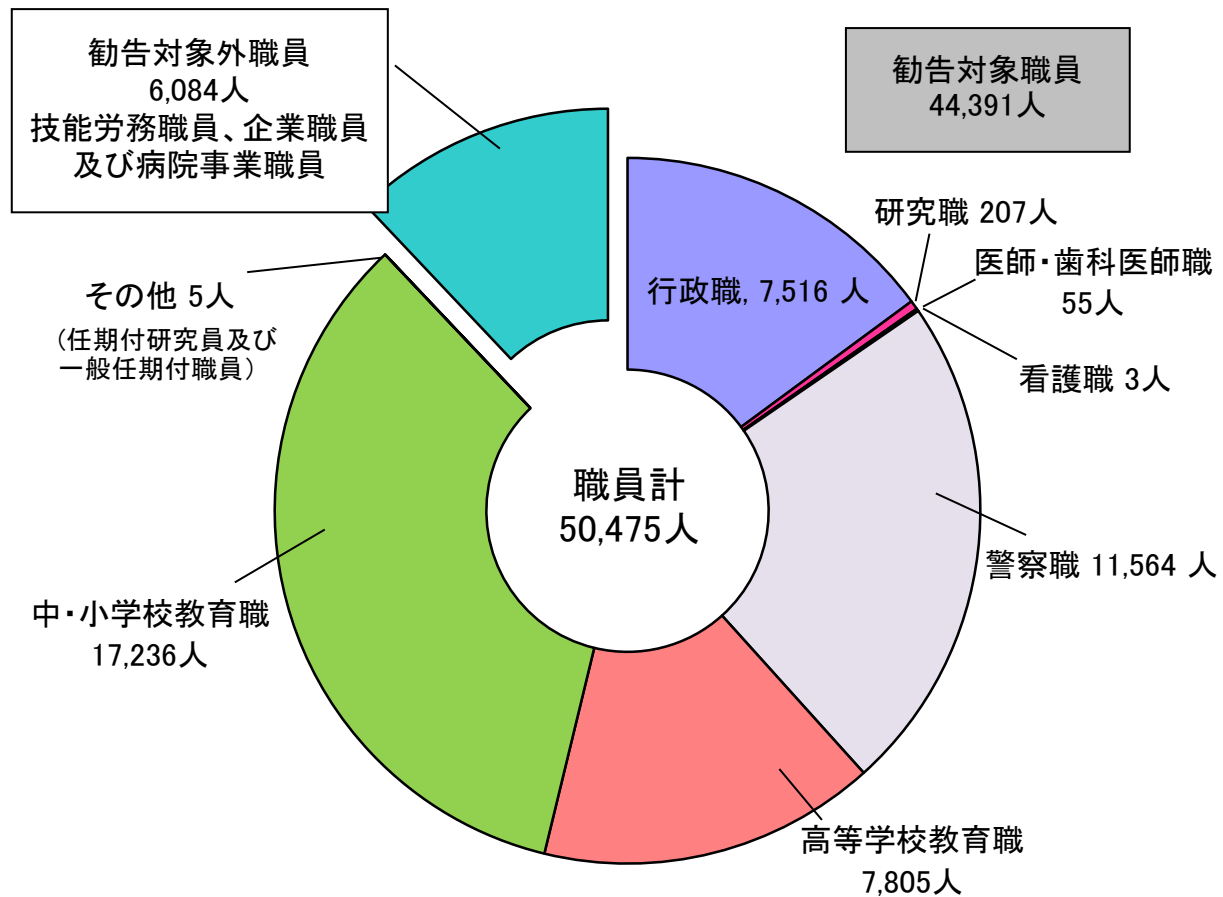
平成 29 年 10 月  
兵庫県人事委員会

## 目 次

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与勧告
- 5 本年の給与勧告
- 6 最近の給与勧告の状況

# 1 給与勧告の対象職員

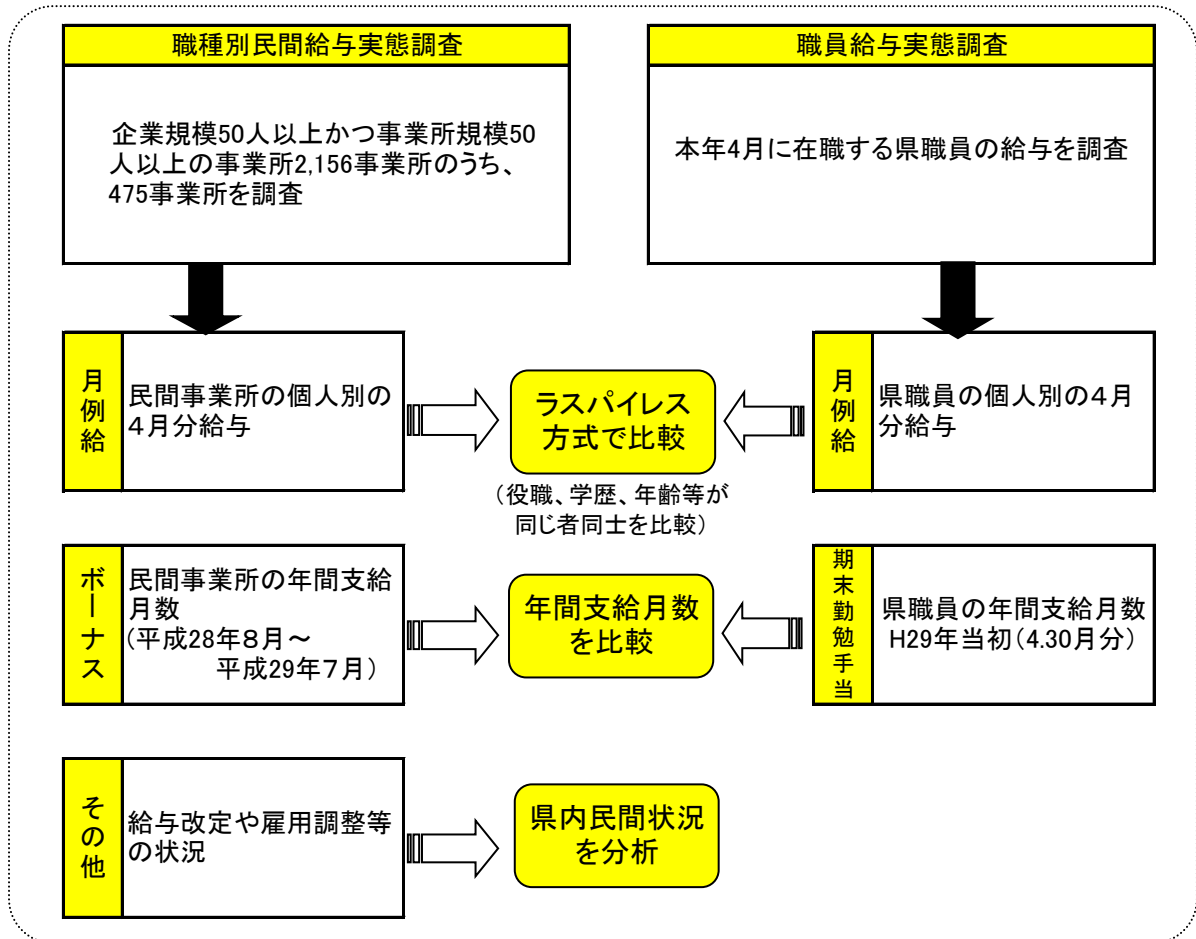
兵庫県には、平成29年4月1日現在、50,475人の職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を除いた44,391人です。



## 2 給与勧告の手順

人事委員会では、民間従業員と県職員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給月数に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



『情勢適応の原則(地方公務員法第14条)』

『均衡の原則(地方公務員法第24条)』

給料表・手当の改定内容等を人事委員会で決定

**人事委員会勧告**

知事

(勧告の取扱いを決定)

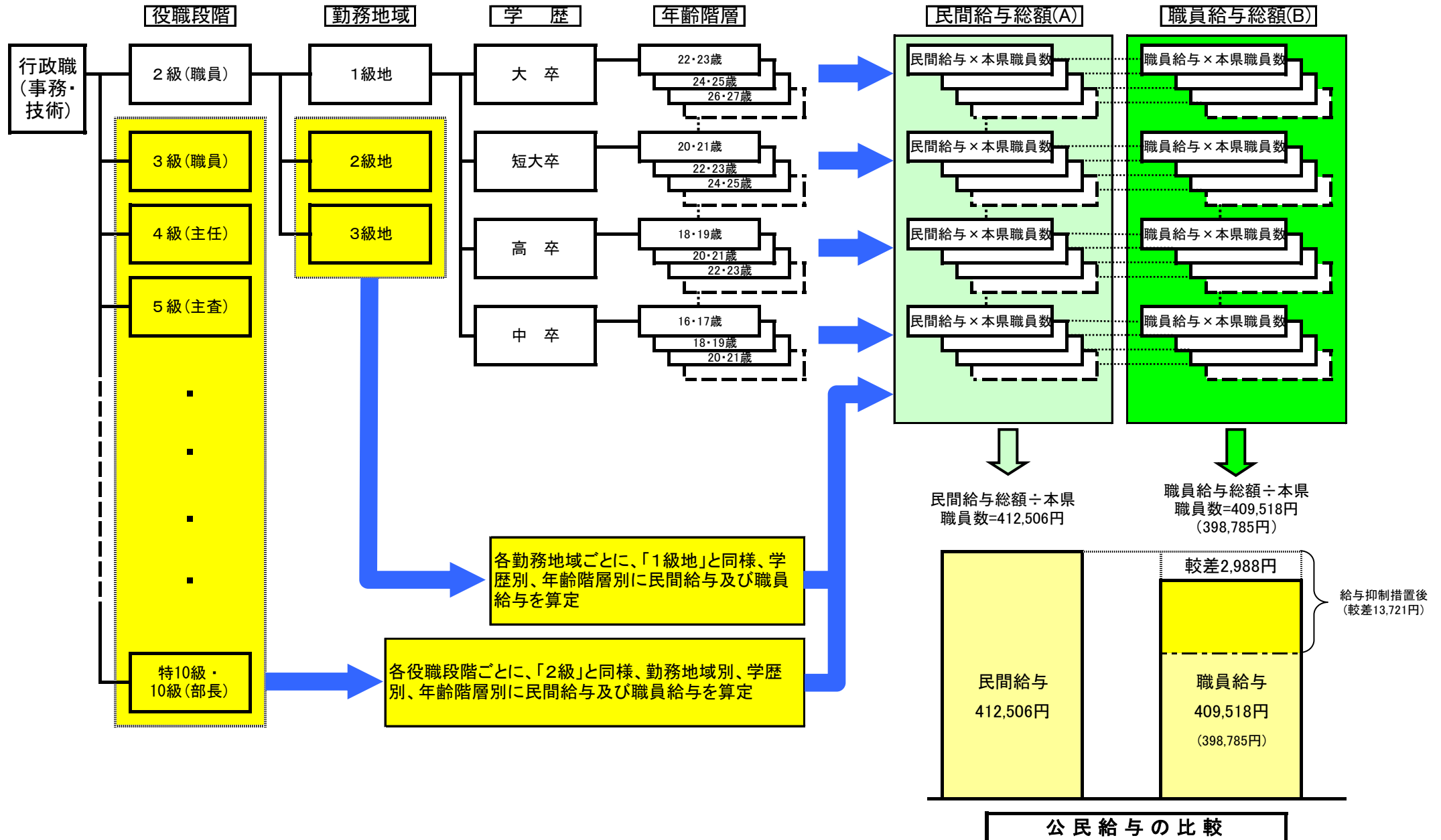
議長

(条例改正)

条例案の提出

### 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の兵庫県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に職員に支払っている支給総額（B）と比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに、本県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



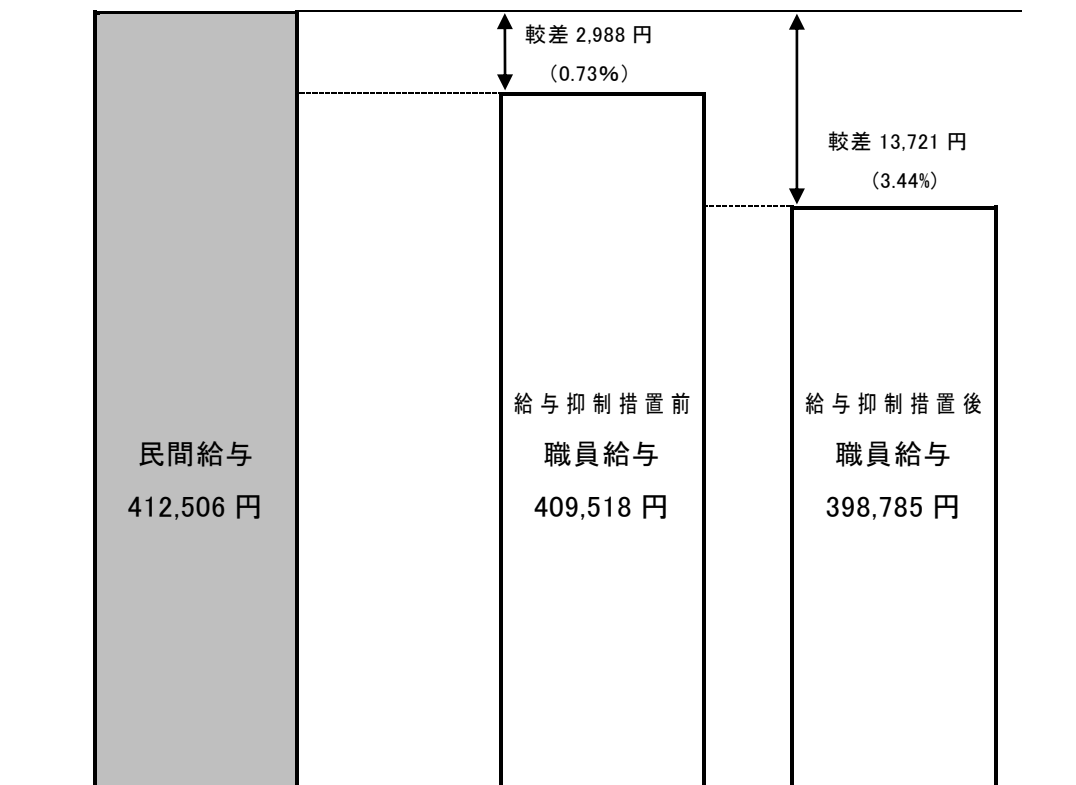
注（ ）内は給与抑制措置後の場合

## 4 民間給与との較差に基づく給与勧告

### 《公民較差》

- 「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置（給与カット）の影響を除いた場合、職員給与が民間従業員給与を2,988円（0.73%）下回っています。
- 給与抑制措置を含めると、職員給与は民間従業員給与を13,721円（3.44%）下回っています。

|              |   |
|--------------|---|
| 民間従業員の給与 (A) | 412,506円                                  |
| 県職員の給与 (B)   | 409,518円<br>[給与抑制措置後：398,785円]            |
| 較 差 (A)-(B)  | 2,988円(0.73%)<br>[給与抑制措置後：13,721円(3.44%)] |



## 5 本年の給与勧告

### 1 給料表

公民較差を解消するため、人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて引上げ改定

【行政職給料表】

初任給 1,000 円引上げ、若年層について同程度の改定

【その他の給料表】

行政職給料表との均衡を基本に改定

### 2 期末・勤勉手当

民間の支給月数（4.41 月）と見合うよう、0.10 月分引上げ（4.30 月→4.40 月）

| H29 一般職員  | 6 月期    | 12 月期   | 合計     |
|-----------|---------|---------|--------|
| 改定前 (A)   | 2.075 月 | 2.225 月 | 4.30 月 |
| 改定後 (B)   | 2.125 月 | 2.275 月 | 4.40 月 |
| (B) - (A) | 0.050 月 | 0.050 月 | 0.10 月 |

### 3 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる

### 4 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額限度額の引上げ

### 5 改定の実施時期

平成 29 年 4 月 1 日

〔参考〕職員 1 人当たりの改定状況

（行政職：平均年齢 44.1 歳、平均経験年数 22.4 年）

|     | 月例給与      | 期末・勤勉手当 | 年間給与        | 年間給与の増減  |
|-----|-----------|---------|-------------|----------|
| 改定前 | 398,785 円 | 4.30 月  | 6,530,000 円 | 90,000 円 |
| 改定後 | 401,766 円 | 4.40 月  | 6,620,000 円 | (1.38%)  |

## 6 最近の給与勧告の状況

本県職員の給与は民間賃金の改善を反映して、月例給、特別給ともに4年連続の引上げとなりました。

|       | 月例給（公民較差） |         | 特別給（ボーナス） |         |
|-------|-----------|---------|-----------|---------|
|       | 率         | 額       | 年間支給月数    | 対前年比増減  |
| 平成19年 | △ 0.03%   | △ 135円  | 4.50月     | + 0.05月 |
| 平成20年 | △ 0.02%   | △ 78円   | 4.50月     | 据置      |
| 平成21年 | △ 0.28%   | △1,183円 | 4.15月     | △ 0.35月 |
| 平成22年 | △ 0.17%   | △ 727円  | 3.95月     | △ 0.20月 |
| 平成23年 | △ 0.29%   | △1,199円 | 3.95月     | 据置      |
| 平成24年 | △ 0.12%   | △ 486円  | 3.95月     | 据置      |
| 平成25年 | + 0.01%   | 49円     | 3.95月     | 据置      |
| 平成26年 | + 0.29%   | 1,202円  | 4.10月     | + 0.15月 |
| 平成27年 | + 0.34%   | 1,405円  | 4.20月     | + 0.10月 |
| 平成28年 | + 0.83%   | 3,411円  | 4.30月     | + 0.10月 |
| 平成29年 | + 0.73%   | 2,988円  | 4.40月     | + 0.10月 |

※ 公民較差は、勧告の基本とする較差